

道徳教育の研究

～ 道徳性をめぐって～

A Study of Moral Education

生野金三

SHONO, Kinzo

本研究では、道徳教育が如何に推進され、そして充実が図られていったのかその様相を探ることを目的としている。就中、今回は学習指導要領における道徳教育の史的変遷を探り、そしてそこにおける道徳性の様相を探った。その結果、道徳性の要素である「道徳的判断力」「道徳的心情」「道徳的態度、道徳的意欲」等がいずれの学習指導要領に掲げられていることが明らかになった。

I はじめに

昭和20年代の道徳教育をめぐっては、教育課程審議会の答申（道徳に関する）や『道徳教育のための手引き書要綱』（文部省）において過去の修身科のようなものを特設するのではなく、全面主義道徳教育を充実する方針が望ましいとしている。その様相を以下に見てみる。

まず、前者の教育課程審議会の答申（道徳教育に関する）は、「第1 一般的方策」において民主的社會における道徳教育が強調されていると前置きし、そして、

道徳教育は、学校教育全体の責任である。
<中略>道徳教育振興の方法として、道徳教育を主体とする教科あるいは科目を設けることは望ましくない⁽¹⁾。

と指摘する。ここでは、道徳教育を「学校教育全体の責任」において行い、そして「主体

とする教科（科目）をも設けることが望ましくない。」と道徳教育の方途について指摘する。それは、道徳教育を主体とする教科（科目）は動もすれば嘗ての修身科と例示した内容に至り、教育の弊に陥る可能性が極めて大であると捉えてのことである。したがって、総ての教師が一致して学校全体の民主化を図り、児童生徒に自ら考えさせるという実践の過程を重要視した道徳教育の方法を構想したのである。

斯様なことは、後者の『道徳教育のための手引き書要綱』においても重要視されている。そこでは、

そのような教科をおいた場合、それが実際の運営において、また従来の修身科の性格に帰っていくという危険性については、とくに注意を要するであろう。<中略>道徳教育は、学校教育の全面においておこなうのが適当である⁽²⁾。

キーワード：道徳性、道徳教育、変遷
Key words : Morality, Moral Education, Transition

と指摘する。ここでは、道德教育を教科として設けることをめぐって、もしそうした折には道德教育に関する指導を教育の一面のみに傾注し、嘗ての修身科の性格に陥る可能性がある」と危惧している。そして、全面主義道德教育を強調している。以上のことから、畢竟戦後道德教育の原則を確認することができよう。

その頃時の文部大臣天野貞祐は「国民実践要領」を制定し、修身科のようなものを特設し、道德教育を一新すべきであると提言した。これを機に道德論争が展開されたものの、畢竟それは教育界に受け入れられなかったのである。

しかし、その後も「道德の時間」の特設をめぐっては賛否両論があった。それに対して十分な審議を尽くすことなく、文部省は教育課程審議会の答申（小学校・中学校教育課程の改善について）に沿って道德教育の時間を特設する路線を敷いたのである。これによって、戦後一貫して採られてきた全面主義道德教育の基本原則は後退したという批判も存在する。

以下、道德教育の特設の様相を探ってみる。前途した教育課程審議会の答申においては、就中別紙として「(1) 道德教育に特設時間について」と「(2) 道德教育の基本方針」との二者を揚げ、その趣旨と指導目標、そして基本方針等について説明を加えている。

まず、道德教育の特設の趣旨として道德教育は社会科をはじめ各教科その他教育活動の全体を通じて行うことになっているが、「その実情は必ずしも所期の効果を挙げているとはいえない。」⁽³⁾という「現状を反省し、その欠陥を是正し、すすんでその徹底強化をはかるために、あらたに道德教育のための時間を特

設する。」⁽⁴⁾と述べている。

特設時間における道德教育は、主たるねらいとして「日常生活の基本的な行動様式の理解」「道徳的心情と道徳的判断力の育成」「道徳的実践力」等を掲げている。そして、指導目標として「(1) 行動様式の理解、(2) 生活態度の確立、(3) 道徳心情を高め、正邪善悪の判断力、(4) 道徳的態度と実践的意欲の高揚」等を掲げている。その指導法としては、「(1) 日常生活上の問題の利用、(2) 読物の利用、(3) 教師の説話、(4) 社会的なできごとの利用、(3) 視聴覚教材の利用、(6) 実践活動、(7) 研究・作業」等と七者について説明を加えている。ここでは、「(1) 日常生活上の問題の利用」や「社会的なできごとの利用」や「実践活動」等とあるように実際界との関わりを重要視し、その中で道徳的判断力を体得せしめ、そして道徳的実践力の育成を志向していることが分かる。

以上は、道德教育の特設をめぐっての内容である。次いで、道德教育の基本方針として「詳細な教育目標および教育内容の選択、配列、取扱等に関しては、教材等調査研究会において慎重に審議すべきである。」⁽⁵⁾と慎重な審議を要請している。

斯様に教育課程審議会答申によって、文部省は道德教育の時間を特設する路線を敷いたのである。これは、前述した通りである。さらに、この答申の三日後の3月18日、文部省は道德教育の「実施要領」を各都道府県に到達するに至ったのである。そこでは、

かねてから、この問題を教育課程審議会ならびに教材等調査研究会に諮問し、慎重に検討を願っていたのであるが、最近その結論を得たので、この結果に基づき、小学校および中学校においては、左記に

より、昭和33年度から道徳の時間を特設し、道徳指導の充実を図ることとする⁽⁶⁾。とし、そしてその実施に当たって四者の内容が示されている。それを簡約すると、「1『道徳』の趣旨、目標、指導の内容、指導方法および指導の計画・実施に関しては『小学校道徳実施要綱』によること。2『道徳』は毎学年毎週1時間とし、小学校においては『教科以外の活動』の時間の中にこれの特設して指導すること。3『道徳』の時間は学級担任の教師が指導すること。4『道徳』の時間における教材の使用は慎重な取り扱いをすること」等である。

文部省が都道府県に対して通達した道徳教育の「実施要領」には、目標、指導内容、指導方法、指導計画等と道徳教育をめぐるの基礎となる考え方、そしてそれを如何に具現化していくかという具体的展開の方途を掲げている。ここで着目すべきは道徳教育の目標である。道徳教育の目標を「小学校道徳実施要綱」（「実施要領」の中の）においては、

道徳性を自覚できるように、＜中略＞児童生徒に望ましい道徳的習慣・心情・判断力を養い、社会における個人のあり方についての自覚を主体的に深め、道徳的実践力の向上をはかる⁽⁷⁾。

としている。ここに掲げられている「道徳性」「道徳的心情・判断力」「実践的指導力」等の文言は、現在の学習指導要領（道徳）においても重要視されている内容である、斯様な把握の観点より道徳教育の目標を見てみると、今日の道徳教育の根幹をなす部分は既にこの時に構築されたと言っても過言ではないように思う。斯様な意味では、前述した文言には道徳教育の「不易」のものが存在すると言えよう。

教育課程審議会の答申、小学校道徳実施要綱を踏まえ、同年8月28日には『小学校学習指導要領 道徳』が『小学校学習指導要領』の全面告示に先駆け単独に告示されたのである。

以上のことを踏まえ、本研究では道徳教育が如何に推進され、そして充実が図られていったのかその様相を探ることを目的とする。就中、今回は学習指導に掲げられている道徳教育の史的に変遷を探り、そしてそこにおける道徳性の様相を探ることを目的とする。

Ⅱ 道徳教育の形成を推進・拡充

前述の如く、昭和33年8月に「小学校学習指導要領 道徳」の単独告示によって、「道徳の時間」が特設され、爾来それが重要視され、今日に至っている。以下においては如何に道徳教育が推進され、そして充実していったかその様相を史的観点より見てみる。それに当たっては、五度に亘って改訂された学習指導要領を順次追って見ていくことにする。就中、今回は初期特設道徳教育の時期（昭和33年の小学校学習指導要領の道徳と昭和43年改訂の小学校学習指導要領の道徳）、そして第二期（昭和52年改訂の小学校学習指導要領の道徳）を中核に据えてその様相を探ることにする。

●小学校における道徳教育の変遷

< 初期特設道徳教育の時期 >

年度	内容	変更された点	備考（特色）
昭和33年 『小学校学習指導要領 道徳編』		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳の目標達成の四つの柱が明示される。 1 基本的行動様式 2 道徳的心情や判断する能力 3 個性伸長・創造的生活態度 4 道徳的態度と実践意欲 ※ 36項目の内容があり、その内容の26項については「かっこ書き」を付けて指導内容が明示される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容項目が38項目 ・ 26項目が内容の重点
昭和43年改訂 『小学校学習指導要領 道徳編』		<ul style="list-style-type: none"> 1 教育課程における道徳の位置付けは従来通りである。 2 従来の四つの柱が廃止され、「進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」ことが明示される。 3 道徳教育の重点が「内容」に関わる習慣形成により「内容」に関わる判断力や心情、道徳的態度と実践意欲等の養成に移行している。 4 「内容の取り扱い」においては、内容を重点的に取り上げ、そしてそれを関連付けることが強調される。 ※ 32項目の内容の総てに「かっこ書き」を付けて指導内容が明示される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容項目が32項目 ・ 32項目の総てを重点

< 第二期 >

昭和52年改訂 『小学校学習指導要領 道徳編』		<ul style="list-style-type: none"> 1 学校における道徳教育の一層の充実が明確にされる。 2 「目標」に「道徳の実践力を育成するものとする。」が新たに加えられる。 3 「目標」の道徳的心情、道徳的態度と実践意欲等の養成は従来通りである。 4 「内容」の中に自然愛護や郷土愛が明示される。 5 「指導計画の作成と内容の取り扱い」において「家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る」ことが追加される。 ※ 28項目の内容の総てに「かっこ書き」を付けて指導内容が明示される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内容項目を28項目に再構成 ・ 自然愛護や郷土愛等の明示によって内容の一層の充実
----------------------------	--	--	---

1 初期特設道徳教育の時期をめぐって

まず、両者の学習者指導要領において大筋で一致している点を掲げてみる。

- (1) 学校における道徳教育は教育活動全体を通じて行うことを基本とし、その上で一年間35単位時間を設けて指導する。
- (2) 道徳の時間は、他領域等での道徳教育を補充し、深化し、統合する調整機能が課せられた重要な領域である。
- (3) 道徳的態度や実践意欲の育成を志向し、道徳的心情や道徳的判断力を育てていくことを重要視している。
- (4) 内容に掲げる項目には、いずれも「かっこ書き」を付けて指導内容を示している。

●考察

(1)の「道徳教育は教育活動全体を通じて行う。」ということは、従来の道徳教育の考え方を踏襲している。それは、昭和26年改訂の『学習指導要領 一般編(試案)』の「(a)道徳教育」の項において、

道徳教育は、その性質上、教育のある部分でなく、教育の全面において計画的に実施される必要がある⁽⁸⁾。

とあることから十分理解できよう。ここでは、道徳教育を特設の「道徳の時間」で行うのではなく、それを全体計画に基づいて指導すべきであるとしている。

(2)では、「道徳の時間」を特設することによって、それは他教科等での道徳教育の補充・進化・統合の場として極めて重要であるとする。この「道徳の時間」の特設をめぐっては、異論や不満が指摘された。それをめぐって、野辺忠郎は、

道徳教育の時間を特設することは、特定の道徳内容を予定し、これを教師が一方的に注入することになるから、基本方針

の転換であり修身科の復活にほかならないという反対論が強かったのである⁽⁹⁾。

と指摘する。果たしてその通りであろうか。以下(3)の内容も加味し、その様相を見てみる。昭和33年の『小学校指導書 道徳編』の「道徳の時間設置の趣旨」には、児童を望ましい道徳的習慣・心情・判断力を養い、社会における個人のあり方についての自覚を主体的に深め、道徳的実践力の向上を目指すものである⁽¹⁰⁾。

とあり、更にまた、

道徳の時間における道徳教育は、児童(生徒)の発達段階、それに伴う自我の成長や社会への視野への広まりと理解力の深まりを考慮しながら、弾力性のある計画によって道徳性の主体的な自覚を高めていこうとするものである。それは戦前の修身教育がともすれば陥りがちであったように固定的な計画を押し付けたり、徳目の一方的な注入をねらったりするものでもなければ、また単に児童の身近に生ずる日常的断片的な事実や問題のそのつどの解釈に主力を注ぐというだけのものでもないのである⁽¹¹⁾。

とある。斯くして「道徳の時間」は、学習者である児童(生徒)の発達段階を考慮し、弾力性のある計画によって行われ、そして個々人の道徳的習慣・心情・判断力を養い、延いては道徳的実践力の向上を目指している。ここでは、嘗ての修身教育が動もすれば陥りがちであった固定的な計画、つまり徳目を押し付けるような注入主義をねらったものでなく、児童(生徒)の内面的自覚を深めることができるようにという趣旨で設定され、決して基本方針の変更・変換でないことが分かる。ここで言う「内面的自覚」とは、前述した(3)

の内容（両者の学習指導要領において大筋で一致している点の）の後半に相当する。斯様な内面的自覚（道徳的心情や道徳的判断力等）を深めることによって、それが延いては道徳的態度や実践意欲に結び付くと考える。斯様な把握の観点より「道徳の時間」の内容を見てみると、そこには戦前の修身教育が志向したものと明確に異なる内容が存在するように思う。したがって、「道徳の時間」をめぐっての反対論は必ずしも的を射ているとは言い難い面も存在するように思う。そのことは、前述した（3）の内容をより詳細に探ることによって明確になるであろう。それをめぐっては、後述することにする。

次に、内容の項目（「道徳的価値」と捉え、以下必要に応じてこの文言を使用する。）で

あるが、これをめぐってはいずれも「かっこ書き」が付けられて指導内容が示してであると前述した。以下にその様相を見てみる。

昭和33年の「小学校学習指導要領 道徳」においては、36項目の内容の内、26項目に「かっこ書き」が付けられ、そして昭和43年に改訂の『小学校学習指導要領 道徳編』においては、32項目の総ての内容に「かっこ書き」が付けられている。両者を一覧して着目すべきは、「かっこ書き」で述べられている道徳的価値が低・中・高学年段階に応じて三段階に区分して記述されていたり、そして「低学年と中・高学年」と「低・中学年と高学年」等の二段階に区分して記述されていたりしていることである。それを整理すると以下の表1のようになる。

道徳的価値の段階区分の頻度（表1）

発達段階 学習指導要領	低・中・高・ の三段階	低・中と高学年 の二段階	低と中・高学年 二段階	備考
昭和33年 学習指導要領	4項目	4項目	18項目	全部で36項目
昭和43年改訂 学習指導要領	20項目	6項目	6項目	全部で32項目

それぞれの位置付けを見てみる。まず、前者の昭和33年の「小学校学習指導要領 道徳」においては、26の項目（道徳的価値）を学年段階に応じて指導することが望ましいと考えられる「内容の重点」であると位置付けていることである。一方、後者の昭和43年改訂の「小学校学習指導要領 道徳」においては、32の項目（道徳的価値）を学年段階に応ずる望ましい「おもな内容」であると位置付

けていることである。これらの具体的顕現を見てみる。昭和33年の「小学校学習指導要領 道徳」の「第2 内容」の（6）「時間をたいせつにし、きまりのある生活をする。」という道徳的価値をめぐっては、「かっこ書き」に

低学年においては、決められた時刻を守ることを指導の中心とし、中学年・高学年においては、さらに時間の有効な使い

方や時間を決めて決まりのある生活をする
ことなどを加えて内容することが望
ましい⁽¹²⁾。

とあり、そして昭和43年改訂の「小学校学習
指導要領 道徳」の「第2 内容」の(5)「時
間をたいせつにし、きまりのある生活をする
ことをする。」という道徳的価値をめぐって、
「かっこ書き」に

低学年においては、決められた時刻を守
ることを、中学年においては、さらに、
時間をじょうずに使うことを加え、高学
年においては、時間の意義を知って、決
まりのある生活をするを、おもな内
容とすることが望ましい⁽¹³⁾。

とある。いずれも末尾の表現を「……する
ことが望ましい。」とし、これは望ましい内
容の例示として受け止める性質のものであ
ろう。この内容は、低学年・中学年・高学年と
児童の発達段階を考慮して設定されたもので
ある故、指導計画の作成に当たってはこれら
を十分に考慮し、発展的な指導がなされるよ
うに配慮することが肝要である⁽¹⁴⁾。

ここで、少し補足しておく。それは、昭
和33年の「小学校学習指導要領 道徳」にお
ける36項の内容（道徳的価値）の区分の仕方
である。ここでは四者の柱、つまり「日常生
活の基本的行動様式」「道徳的心情・判断」「個
性の伸張・創造的な生活態度」「国家・社会
の成員としての道徳的態度と実践的態度」等
に分類しているのである。これをめぐっては、
いくつかの問題が指摘されたのである。

2 第二期をめぐって

昭和52年改訂の『小学校学習指導要領 道
徳編』では、従来の基本的立場を踏襲し、目
標に「道徳的実践力を育成」といったことが

加えられた如く、道徳の一層の充実が図られ
た。

●考察

道徳教育の目標を「道徳性を養うこと」と
しているが、学習指導要領ではその道徳性は、
「道徳的判断力、道徳的心情、道徳的態度及び
実践的意欲などの様相をもつものである」⁽¹⁵⁾
（このことは、昭和43年改訂「学習指導要領
道徳」においても同様）とし、そしてその三
者を「道徳的実践力」という言葉で纏めてい
る。

次に、内容の項目（道徳的価値）であるが、
これをめぐっては従来の32項目を一部整理統
合して28項目に再構成し、自然愛護や郷土愛
などの内容を明示して一層の充実を図ってい
る⁽¹⁶⁾。

Ⅲ 道徳性をめぐって

道徳性は、人間存在の根元に関わり、全人
格的なものであり、それは一般的には道徳的
判断力、道徳的心情、道徳的態度、道徳的実
践意欲より成り立つものであると言及されて
いる。以下、それぞれの様相について触れる
ことにする。

1 道徳的判断力

道徳的判断力は、道徳的知性に照らして顕
になるものであり、それぞれの場面において
如何なる考え方や行動をとることが善であり、
悪であるかを判断することができる能力のこ
とである。それは、道徳的生活を営むための
最も基本的条件となるものである。我々人間
は、普段の生活において判断を必要とする場
面に遭遇することが極めて多い。斯様な場面
において人間として如何に望ましい行動をと
るかが求められるか、その際的確な道徳的判

断力を有することによってそれが可能となる。翻ってみれば、道徳的判断力が確立していれば、それぞれの場面に適合した融通性のある道徳的行動が可能となるのである。

以上のことに鑑み、昭和43年改訂の『小学校学習指導要領 道徳編』における「道徳の時間」の取扱いに目を転じてみると、そこでは児童の発達に応じて、できるだけ児童の理解に訴え、判断を伴った行動がとれるように指導すべきである⁽¹⁷⁾とする。それに当たっては、読み物資料や視聴覚教材等を活用して、資料等に登場する主人公の生き方や行動選択のあり様等について自分自身の在り方との関わりで基本的人間関係の構築のために道徳的思考を深めさせたり、判断させたりして個々の自覚を深めさせることが重要である。

2 道徳的心情

道徳的心情は、道徳的価値の存在を望ましいものと感じ取り、「善」や「正しい」ことを喜び、「悪」や「不正」を避けたり、不快や怒りを感じたりする感情のことである。この道徳的心情は、言うまでもなく本人自身が意識的に自己形成できるものではなく、道徳的雰囲気に含まれた生活環境において生成されるものである。それ故に、知的に教授されることによって身に付くようなものではないのである。斯様なことに鑑み、「道徳の時間」においては発達段階に応じて道徳的判断に裏付けられた道徳的心情を高めていくことが重要である。

昭和43年改訂の「小学校学習指導要領 道徳編」における「道徳の時間」の取扱いに目を転じてみると、そこではすぐれた文学作品や伝記等あるいは美しく豊かな生活経験の例を与えていくことによって、道徳的心情がじゅ

うぶん養われるように指導すべきである⁽¹⁸⁾とし、そして善を志向する雰囲気を作り出すよう配慮することが重要であるとする。

その具体的方途としては、まず主題やねらいを心情の育成を主眼において明確化し、読み物資料や視聴覚教材等の適切なものを選定し、そして指導の過程において発問を十分工夫（例えば、「……主人公の気持ちは」「……主人公はどのような気持ちから」等）することである⁽¹⁹⁾。

3 道徳的態度及び道徳的实践意欲

道徳的態度および道徳的实践意欲は、道徳的判断、道徳的心情によって価値ありとされた行動をとろうとする傾向を意味する⁽²⁰⁾。換言すれば、これは「善」や「正しさ」を取り、「悪」や「不正」を避けようとする人格の持続的傾向であり、実践的行動への身構えともいえる。道徳的判断力や道徳的心情だけでは、必ずしも道徳的行為に結び付かない場合が存在するが、これらを連結する役割を果たすのが道徳的態度や道徳的实践意欲である。その具体的方途としては、読み物資料や視聴覚教材等において主人公の生き方を見習ったり、生き方に触発させたり、主人公の生き方について批判したり⁽²¹⁾等の活動を組織し、そこで実践的行動への方向付けをすることである。

●昭和33年の「小学校学習指導要領 道徳」、そして昭和43年改訂「小学校学習指導要領 道徳」、更には昭和52年改訂「小学校学習指導要領 道徳」等の三者における道徳性の要素である道徳的判断力、道徳的心情、道徳的態度、道徳的实践意欲等についての様相を探ってきた。これらのことを念頭に置いて、今回改訂された「小学校学習指導要領 道徳」の目標に目を転じてみると、そこではいずれ

もこれらの要素が掲げられている。斯様な把握の観点より見てみると、道徳教育における基本的な考え方は昭和33年の「小学校学習指導要領 道徳」において構築されたと言っても過言ではない。言わば、道徳の不易となる基盤がこの期に構築されたのである。

IV おわりに

今回は、表題に示した如く特設「道徳」における道徳性を探ったものである。まず、昭和33の「小学校学習指導要領 道徳」と昭和43年改訂の「小学校学習指導要領 道徳」と昭和52年改訂「小学校学習指導要領 道徳」等に視点を当て、そこにおける特設道徳の特色を探った。その結果、三者の学習指導要領には大筋で一致する点がいくらか明らかになった。次いで、特設道徳における道徳性の様相を探った。その結果、道徳性の要素である「道徳的判断力」「道徳的心情」「道徳的態度、道徳的意欲」等かいずれかの学習指導要領にも掲げられていることから明らかになった。斯様なことより昭和33年の「小学校学習指導要領 道徳」において既に道徳教育における基本的な考え方が構築されていることが明確になった。

今回は、昭和52年改訂の「小学校学習指導要領 道徳」までの道徳の特色、そして道徳性の様相を探った。今後は、それ以降に改訂された学習指導要領における道徳の様相を探っていく必要がある。斯様な課題をめぐっては、稿を改めて論じたい。

〔注〕

- (1) 浪本勝年他編 『資料道徳教育を考える』北樹出版 p.69

- (2) 同上書 p.71
 (3) 同上書 p.80
 (4) 同上書 p.81
 (5) 同上書 p.82
 (6) 同上書 p.82
 (7) 同上書 p.83
 (8) 文部省『学習指導要領 一般編 (試案)』(昭和26年改訂) 明治図書 p.20
 (9) 野辺忠郎『道徳教育論』葵書房 p. 115
 (10) 文部省『小学校指導書 道徳編』(昭和33年版)
 (11) 野辺忠郎『道徳教育論』前掲書 p.116参照
 (12) 文部省「小学校学習指導要領 道徳」(昭和33年版) pp.3-4

以下に「かっこ書き」の例を掲げておく。

・低・中・高学年段階に応じて三段階に区分してある例

(9) 自分の考えや希望に従ってのびのびと行動し、それについて責任を持つ。低学年においては、のびのびと行動することを指導の中心とし、中学年においては、さらに、責任のある行動をするということを指導し、高学年においては、自由と責任との関係をも考えさせることなどを加えて内容とすることが望ましい。

・低・中学年と高学年の二段階に区分してある例

(5) ものや金銭をだいにし、じょうずに使う。

低学年・中学年においては、自他のものの区別をすること、ものや金銭をだいに使うこと、公共物の愛護と使い方を指導し、高学年においては、さらに、これらに関連づけたものを内容とすることが望ましい。

- (13) 文部省『小学校指導書 道徳編』昭和43年改訂) 大蔵省印刷局P.97
 以下に「かっこ書き」の例を掲げておく。
 ・低学年と中・高学年の二段階に区分してある例
 (3) 身のまわりを整理・整とんし、環境を美しく清潔にする。

低学年においては、自分のものや身のまわりのものの整理・整とんができることを、中学校・高学年においては、能率的な整理・整とんや環境の美化・清潔に努めることを、おもな内容とすることが望ましい。

・低・中学年と高学年の二段階に区分してある例

(14) やさしい心をもって、動物や植物を愛護する。

低学年・中学年においては、やさしい心で動物や植物をかわいがり世話することを、高学年においては、動物や植物の生命を尊び愛護することを、おもな内容とすることが望ましい。

(14) 同上書 P.14参照

(15) 文部省『小学校指導書、道徳編』（昭和52年改訂）大蔵省印刷 P.34

(16) 同上書 P.2

(17) 文部省『小学校指導書 道徳編』（昭和43年改訂）前掲書 P.38

(18) 同上書 P.39

(19) 押谷由夫他編『道徳・特別活動』明治図書 P.67 参照

(20) 文部省『小学校指導書 道徳編』（昭和43年改訂）前掲書 P.39

(21) 押谷由夫他編『道徳・特別活動』前掲書 P.69 参照

<資料>

以下に本研究で取り上げた道徳の目標を掲げておく。

・ 昭和33年の『小学校指導書 道徳編』の目標（第1 目標）

人間尊重の精神を一貫して失わず、この精神を、家庭・学校その他各自がその一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会の発展を努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成することを目標とする。

以上の目標を達成するため、道徳の時間においては、次の具体的な目標のもとに指導を行う。

1 日常生活の基本的な行動様式を理解し、これを身につけるように導く。

2 道徳的心情を高め、正邪善悪を判断する能力を養うように導く。

3 個性の伸長を助け、創造的な生活態度を確立するように導く。

4 民主的な国家・社会の成員として必要な道徳的態度と実践的意欲を高めるように導く。

・ 昭和43年改訂の『小学校指導書 道徳編』の目標（第1 目標）

道徳教育は、人間尊重の精神を家庭、学校、その他社会における具体的な生活のなかに生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会および国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤として道徳性を養うことを目標とする。

道徳の時間においては、以上の目標に基づき、各教科および特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら、計画的、発展的な指導を通して、これを補充し、深化し、統合して、児童の道徳的判断力を高め、道徳的心情を豊かにし、道徳的態度と実践的意欲の向上を図るものとする。

・ 昭和52年改訂の『小学校指導書 道徳編』の目標（第1 目標）

道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づく。すなわち、道徳教育は、人間尊重の精神を家庭、学校その他社会における具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳の時間においては、以上の目標に基づき、各教科および特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら、計画的、発展的な指導を通して、これを補充し、深化し、統合して、児童の道徳的判断力を高め、道徳的心情を豊かにし、道徳的態度と実践的意欲の向上を図るものとする。